

【山梨運輸支局からのお知らせ】

**二輪車の納税確認場所変更のお知らせ**

平成18年4月1日から、小型二輪車の継続検査時の納税確認場所を自動車税事務所から山梨運輸支局整備課窓口に変更することとしますので、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 ○山梨運輸支局

整備課 TEL 055-261-0882

○自動車税事務所

総務管理課 TEL 055-262-4662

**定期点検整備記録簿の確実な記載のお願い並びに点検等の勧告書について**

最近、検査を受ける際に定期点検整備記録簿（分解整備記録簿）の記載がされていない事例が見受けられます。

定期点検整備を実施した車両については定期点検整備記録簿（分解整備記録簿）を確実に記載し、検査の際に提示を求められた場合は提示が出来る状態で受検するようお願いします。

また、定期点検を実施していない場合には、いわゆる「前検査」として取り扱うこととなります。

なお、前検査車両で再検査となった場合に、次の要件を全て満たす車両については、限定検査証を交付するとともに使用者に対し定期点検整備の実施を促すため「勧告書」を交付することとなります。

1. 継続検査を前検査扱いとして受検する車両
2. 審査結果通知書の不適合箇所が自動車点検基準別表第7の項目で二つ以上ある等自動車全体の摩耗・劣化が進行していると認められる車両
3. 再検査が翌日以降となる車両
4. 定期点検整備のうち最長の間隔で行うべきものが一回も又は前回行われていない車両

**登録関係のヘルプデスクが新設されます**

一般登録手続きに関する問い合わせについては、登録関係ヘルプデスクの設置に伴い、現在の登録担当電話番号が全国一斉に廃止となります。

**平成18年2月1日以降の登録に関するヘルプデスク電話番号**

**山梨運輸支局 050-5540-2039**

登録関係ヘルプデスクは、開庁日の8:30から17:00までの時間で対応します。

(自動音声による登録関係案内は24時間対応します。)

※現在のカーアンサーテレfonサービスは平成18年2月1日をもって利用できなくなりますのでご注意ください。

## 特殊自動車の点検基準が一部改正されます

大型特殊自動車の排出ガス規制を強化する細目告示の一部改正が行われ、これに伴い自動車点検基準別表第4（自家用貨物自動車等の点検基準）のうち、大型特殊自動車に係わる点火装置及び一酸化炭素等発散防止装置の点検省略項目を別表のとおり「点検該当項目」に改める改正を行い、同省令第112号の公布により、6ヶ月後の平成18年6月から施行することとなりました。

別表第四（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第2条関係）

点検箇所	点検時期	6月ごと	12月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
電気装置	点火装置	<del>(※1)</del> (※4)1 点火プラグの状態 <del>(※1)</del> 2 点火時期	<del>(※1)</del> 1 ディストリビュータのキャップの状態
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	一酸化炭素等発散防止装置		<del>(※1)</del> 1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 <del>(※1)</del> 2 二次空気供給装置の機能 <del>(※1)</del> 3 排気ガス再循環装置の機能 <del>(※1)</del> 4 減速時排気ガス減少装置の機能 <del>(※1)</del> 5 配管の損傷及び取付状態

改正のポイント

(※1) が削除されることから、大型特殊自動車の対象点検項目となります